

◎佐賀県条例第32号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例
 (佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> |

(佐賀県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第24条の4 実施機関は、訂正の決定に基づく個人情報の訂正の実</p> | <p>(個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第24条の4 実施機関は、訂正の決定に基づく個人情報の訂正の実</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> | <p>施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。